

軽度者に対する福祉用具貸与例外給付について

1 軽度者に対する福祉用具貸与例外給付

軽度者（要支援 1～2 及び要介護 1、自動排泄処理装置の場合は要支援 1～2 及び要介護 1～3）と認定された者に係る福祉用具貸与費（指定福祉用具貸与費及び指定介護予防福祉用具貸与費）については、その状態像から見て使用が想定しにくい一部の福祉用具は原則として算定することはできません。

しかしながら、利用者の身体状況等から貸与が必要と認められる者については、例外的に算定が可能となります。ただし、あくまで例外的措置となることから、厚生労働大臣が定める算定の可否の判断基準に基づき、その必要性を慎重に精査する必要があります。

種目	必要な要介護 状態区分
車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト（つり具部分を除く）	要介護 2 以上
自動排泄処理装置	要介護 4 以上



軽度者の場合は、次の例外 1～3 のいずれかで福祉用具貸与の必要性を判断

- 例外 1 直近の認定調査の結果で判断（市への申請不要）
- 例外 2 指定居宅介護支援事業者または指定介護予防支援事業者が判断（市への申請不要）
- 例外 3 市が給付の可否を判断

2 軽度者に対する福祉用具貸与費給付の判断基準

例外1 直近の認定調査の結果で判断

認定調査票のうち直近の基本調査結果が【表1】に該当すれば、給付可能です。
なお、市への申請手続は不要です。

【表1】

対象外種目	直近の基本調査結果
車いす 車いす付属品	1－7 歩行「できない」
特殊寝台 特殊寝台付属品	①、②のいずれかに該当 ① 1－4 起き上がり「できない」 ② 1－3 寝返り 「できない」
床ずれ防止用具 体位変換器	1－3 寝返り「できない」
認知症老人徘徊感知 機器	①、②の両方に該当 ① 3－1 「調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 3－2～3－7 のいずれか「できない」 又は 3－8～4－15のいずれか「ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある 旨が記載されている場合も含む ② 2－2 移動「全介助」以外
移動用リフト（つり具 部分を除く）	①、②のいずれかに該当 ① 1－8 立ち上がり「できない」 ② 2－1 移乗「一部介助」又は「全介助」
自動排泄処理装置	①、②の両方に該当 ① 2－6 排便「全介助」 ② 2－1 移乗「全介助」

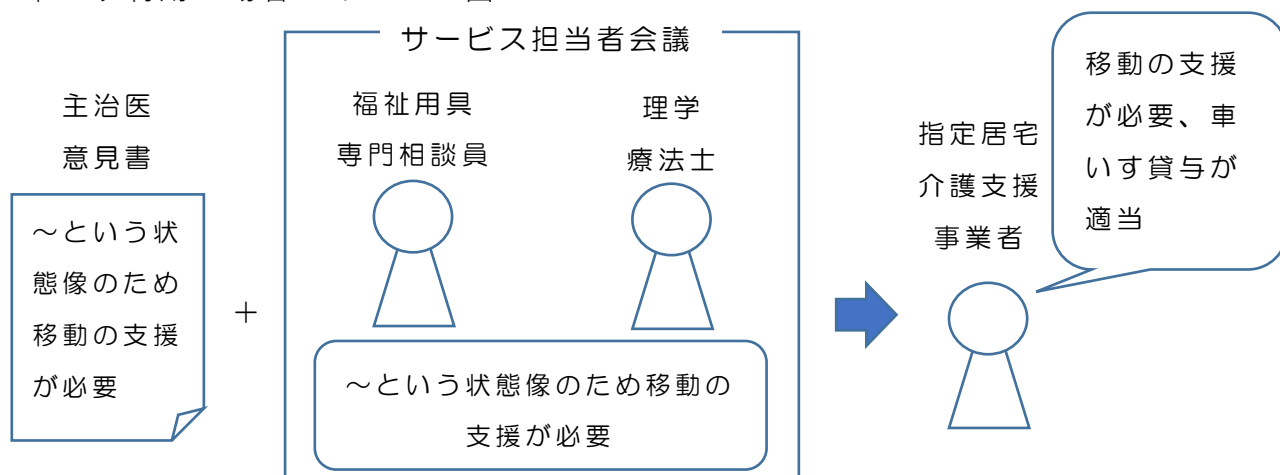
例外２ 指定居宅介護支援事業者または指定介護予防支援事業者が判断

「主治の医師から得た情報」及び「福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」により指定居宅介護支援事業者または指定介護予防支援事業者が【表２】に該当するかどうか判断することになります。なお、市への申請手続は不要です。

【表２】

対象外種目	利用者の状態像
車いす 車いす付属品	日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
移動用リフト（つり具部分を除く）	生活環境において段差の解消が必要と認められる者

例．車いす利用の場合のイメージ図



＜ 注意 点 ＞

- (1) 算定根拠となる判断結果（サービス担当者会議録及び関係書類等）は必ず記録・保存してください。記録が確認できない場合、給付は認められません。
- (2) 利用者の身体状況等の変化等により、福祉用具貸与が必要な理由に変更がある場合には、再度担当者会議を実施するなど、随時必要な理由の見直しを行ってください。
- (3) 「適切な助言が可能な者」とは、対象者が利用している事業所の訪問介護員、通院している医療機関の理学療法士等、日常生活の状態像を客観的に判断できる者が想定されますが、必ずしも有資格者である必要はありません。

例外 3 市が給付の可否を判断

例外 1 及び 2 に該当しない場合、市が給付の可否を判断します。

「次の i) ～ iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断」されていること、「サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断」されていることを、『軽度者に対する福祉用具貸与例外給付の確認申請書』により確認し、その可否を判断、文書でその結果を通知します。

① 医師の医学的な所見に基づき i) ～ iii) に該当するか判断

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に【表 3】に該当する者

(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに【表 3】に該当することが確実に見込まれる者

(例 がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から【表 3】に該当すると判断できる者

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

② サービス担当者会議等で福祉用具貸与が特に必要と判断

③ 事業所から市に対して、例外給付の確認申請

④ 市に事業所に対して、文書で結果を通知

【表 3】

対象外種目	利用者の状態像
車いす 車いす付属品	①、②のいずれかに該当 ①日常的に歩行が困難な者 ②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
特殊寝台 特殊寝台付属品	①、②のいずれかに該当 ①日常的に起きあがり困難な者 ②日常的に寝返りが困難な者
床ずれ防止用具 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者
認知症老人徘徊感知機器	①、②の両方に該当 ①意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 ②移動において全介助を必要としない者
移動用リフト（つり具部分を除く）	①～③のいずれかに該当 ①日常的に立ち上がりが困難な者 ②移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 ③生活環境において段差の解消が必要と認められる者
自動排泄処理装置	①、②の両方に該当 ①排便が全介助を必要とする者 ②移乗が全介助を必要とする者

◇◆例外 3 の申請に必要な書類◆◇

①軽度者に対する福祉用具貸与例外給付の確認申請書

②医師の医学的な所見を示す資料

- ・主治医意見書
- ・医師の診断書
- ・担当介護支援専門員が医師から聴取した所見の記録

《 注意点 》

医師の医学的な所見において、i) ～ iii) のどの状態に該当するのか、またその判断に至った具体的な根拠（状態像）の記載が必要となります。「～が必要」のみの記載だけでは、状態像が確認できないため、例外給付は認められません。

- 例 i) パーキンソン病で内服加療中の「ON/OFF 現象」によって、頻繁に臥位からの起きあがりが困難となる
- ii) 末期がんにより、急激に業態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれる
- iii) 脊髄損傷による下半身麻痺により、下半身の自発的な体位変換が困難なため、床ずれの発生リスクが高い

③サービス担当者会議等にかかる資料

- ・要介護者の場合 居宅サービス計画書 1、2 及び 4 表
- ・要支援者の場合 介護予防サービス支援計画書及び介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点）

《 注意点 》

福祉用具貸与が必要であると判断した具体的な根拠を、サービス担当者会議の要点に記載してください。また、サービス担当者会議の出席者の誰が、どのような意見を述べたのかを確認できるような記録の作成をしてください。

◇◆例外３の有効期間◆◇

例外給付の確認申請の結果、「算定可」となった場合、下記①と②の日付を比較し、後の日付から例外給付が可能となります。

- ①居宅（介護予防）サービス計画書から確認できる福祉用具貸与利用開始日
②「軽度者に対する福祉用具貸与例外給付の確認申請書」を北上市長寿介護課において受理した日の属する月の初日

ただし、新規申請者、更新申請者及び区分変更申請者等で、認定日より前に福祉用具貸与の利用が必要な場合においては、認定日から30日以内の確認申請であれば、利用開始日まで遡っての例外給付を認めます。（確認申請の結果、例外給付の要件を満たしていない場合は、給付が認められませんので、御注意ください。）

なお、例外給付が可能な期間は原則、認定有効期間の終期までとなりますが、本人の状態変化があった場合、その内容によっては例外給付が認められなくなる可能性があるため、その際は速やかに申し出てください。また、認定更新後及び区分変更後も例外給付の必要がある場合は、再度申請をしてください。

< 例 1 >

利用開始日	確認申請受理	確認通知
10/15	10/31	11/7

①利用開始日10/15 ②申請受理月の初日10/1 ⇒ 給付可能 10/15～

< 例 2 >

利用開始日	確認申請受理	確認通知
10/15	11/1	11/8

①利用開始日10/15 ②申請受理月の初日11/1 ⇒ 給付可能 11/1～

< 例 3 >

利用開始日 (認定申請日)	認定日	確認申請受理	確認通知
10/15	11/19	12/1	12/8

①利用開始日10/15 ②申請受理月の初日12/1

※認定日から30日以内の確認申請であるため、利用開始日までの遡及可能

⇒ 給付可能 10/15